

農業だより

令和5年度 農地利用効率化等支援交付金の追加要望調査

地域が目指す将来の集約化に重点を置いた農地利用実現に向けて、経営改善に取り組む農業者の融資を活用した農業用機械・施設の導入を支援するものです。取り組みの内容がポイント化され、上位から事業採択されます。



対象者

実質化された人・農地プランに位置づけられた中心経営体など

対象事業

- ① 農産物の生産・加工・流通や農業経営の開始・改善に必要な機械などの取得・改良・補強・復旧
- ② 農地などの造成・改良・復旧

事業の例

- トラクター・田植機・コンバインなどの農業用機械の取得
- 乾燥調製施設(乾燥機)・集出荷施設(選果機)などの設備の取得
- ビニールハウスの整備
- 畦畔の除去、明渠・暗渠排水の整備などの農地などの改良

主な要件

- ① 融資を受けて機械などの導入を行うこと
- ② 事業費が整備内容ごとに50万円以上であること
- ③ 導入する機械などは、耐用年数が概ね5年以上20年以下のものであること
- ④ 令和7年度までに後述の成果目標を達成すること
- ⑤ 令和6年3月29日(金)までに、県担当者の検査も含めて事業を完了させること

交付金額

事業費の10分の3以内または融資額のいずれか低い額(上限300万円)

※先進的農業経営確立タイプの場合の上限額は、1000万円

成果目標

次の項目について、令和4年度を現状とし、令和

5年度から令和7年度までの目標を年度ごとに設定していただきます。

令和4年度が現状…?

現在は令和5年度ですが、制度上は令和4年度が現状となり、令和5年度が1年目となるそうです。本交付金により導入する機械などは令和5年度の耕作に寄与するものではありませんので、実質的には令和6年度と令和7年度の2年間で成果目標を達成する必要があります。

■必須目標

- 付加価値額(収入総額－費用総額＋人件費)の拡大

■選択目標

次の3つから1つ以上の目標を設定する

- 農産物の価値向上
- 単位面積当たり収量の増加
- 経営コストの縮減

■関連取組目標(取り組みに応じてポイント化)

- 経営面積の拡大
- 労働時間の短縮
- 農業経営の法人化
- 青色申告の実施
- 有機JAS認定面積の拡大
- 生産・加工・販売の一体化 など

交付金の交付後、令和6年度から令和8年度までの3年間にわたり、成果目標の達成状況調査が行われます。調査の都度、調査対象年の実績が確認できる書類を提出いただく必要がありますので、ご承知おきください。

また、令和8年度の調査において令和7年度の目標を達成できていない項目がある場合は、目標を達成するまで同種の交付金への申請ができなくなりますので、ご注意ください。

優先枠

- スマート農業優先枠
- グリーン化優先枠
- 集約化農業経営優先枠

申込方法

まずはお電話にて市農林課までご連絡ください。お電話でのヒアリングにより本交付金の申請要件に該当すると判断された方は、次の必要書類を持参の上、市農林課窓口までお越しください。

- 本交付金を活用し導入する意向がある機械などのカタログと見積書
- 成果目標の現状値が確認できる資料(令和4年分所得税青色申告決算書(農業所得用)の損益計算書、令和4年分収支内訳書(農業所得用)など)
- 配分基準を確認できる資料・ポイントの積算根拠(有機JAS認定書など)

書類提出期限

令和5年10月12日(木)

※市から県最上総合支庁への提出期限が10月16日(月)である関係上、大変急を要する期限設定となり申し訳ございません。

その他

申請者が法人の場合は、成果目標の項目や必要書類が異なりますので、個別にお問い合わせください。

さらに詳しい情報は、
市ホームページをご覧ください。



<https://www.city.shinjo.yamagata.jp/s010/070/20211210114047.html>